

平成30年 5 月 25 日
警 察 庁

児童の性的搾取等に係る対策に関する関係府省庁連絡会議（第五回）
議事概要

日 時：平成30年 5 月 25 日（金）午後 4 時から午後 4 時30分までの間

場 所：中央合同庁舎第 2 号館 地下 1 階 第 8 会議室

出席者： 内閣官房内閣参事官 小西康弘
内閣府大臣官房少子化・青少年対策審議官 福田正信
内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当） 渡邊清
警察庁生活安全局長 山下史雄
総務省総合通信基盤局電気通信事業部長 古市裕久
法務省刑事局長 辻裕教
法務省人権擁護局長 名執雅子
外務省総合外交政策局審議官 大鷹正人
文部科学省大臣官房審議官（生涯学習政策局担当） 神山修
内閣官房内閣審議官（厚生労働省子ども家庭局併任） 山本麻里
経済産業省商務情報政策局審議官 吉田博史

概 要：

○ 「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）の取組状況（案）について

- ・ 本件は、昨年 4 月の犯罪対策閣僚会議において決定された「子供の性被害防止プラン」（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）に基づいた各省庁の取組状況を取りまとめたもので、対象期間は、プランが策定された昨年の 4 月 18 日以降、平成29年度末の本年 3 月 31 日までの約 1 年間となる。
- ・ 「子供の性被害防止プランの取組状況（案）」及び「子供の性被害防止プランの取組状況等（概要）（案）」は、4 月 23 日に開催した児童の性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループにおいてその内容を確認した後、同日開催の子供の性被害撲滅対策推進協議会においても説明し、5 月 17 日の国家公安委員会において報告したものである。本取組状況（案）及び取組状況等（概要）（案）は、本日の取りまとめ後、公表する予定となっている。

- ・ 「子供の性被害防止プランの取組状況（案）」から主なものを説明する。子供の性被害防止プランは、子供の性被害を撲滅させるべく、政府として取り組むべき施策を6つの分野毎にまとめてあり、一本目の柱「児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化」に関しては、関係省庁と教育・医療・事業者団体、NPO等による協議会を開催して意見交換等を実施。また、国際社会との連携については、「オンラインの児童性的搾取撲滅のためのWePROTECT世界連携」等が主催する国際会議において、堀井外務大臣政務官が日本の取組について説明。
- ・ 二本目の柱「児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援」に関しては、総務省及び文部科学省において、青少年の安心・安全なインターネット利用に向けて通信関係団体と連携し、児童生徒・保護者・教職員を対象とした啓発講座（「e-ネットキャラバン」）を実施。
- ・ 三本目の柱「児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進」に関しては、SNSを運営する事業者で構成する「青少年ネット利用環境整備協議会」に警察庁も積極的に参画し、被害の事例等の情報を提供するなどして協議会の活動を支援。
- ・ 四本目の柱「被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進」に関しては、都道府県警察において、いわゆるJKビジネスでの稼働等について、街頭補導を実施。また、内閣府において、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを、平成29年度中6県において新たに開設。
- ・ 五本目の柱「被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生」に関しては、児童が被害者等である事件に関し、被害児童の負担軽減等のため、検察庁、警察及び児童相談所が連携し、関係機関の代表者が聴取を行うことについて検討したり、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を推進。
- ・ 六本目の柱「児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化」に関しては、文部科学省において、性被害の被害者を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、心のケアを行うスクールカウンセラー等の適正な配置やスクールカウンセラーの緊急派遣を支援し、学校における教育相談体制の充実

に努めた。厚生労働省において、児童相談所の職員等に対し、性的虐待への対応に関するカリキュラムを盛り込んだ研修を実施。

○ 各府省庁からの発言

- ・ 内閣府大臣官房少子化・青少年対策審議官

内閣府共生社会政策担当の平成30年度の取組について、4点説明する。

1点目は、青少年インターネット環境整備法等に基づく取組。現在、平成27年7月に定められた第3次基本計画に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進している。また、本年2月には、フィルタリング利用率が伸び悩んでいる状況に対応するため、「改正青少年インターネット環境整備法」が施行された。内閣府では、関係省庁と連携して、改正法の内容の周知徹底を図るなど、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を強力に推進して参りたいと考えている。

2点目は、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等における取組。内閣府では、毎年7月に本月間を主唱し、関係省庁の参加を得て、青少年の非行・被害防止のための活動を全国で集中的に実施している。昨年は、「子供の性被害防止プラン」が策定されたことを踏まえ、「子供の性被害の防止」を最重点課題とした。平成30年度も、「自画撮り」を含む児童ポルノ被害や、SNSに起因する児童買春被害等が後を絶たない状況を踏まえ、「子供の性被害の防止」について、引き続き重点的に取り組む予定である。

3点目は、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」における取組。内閣府を始めとする関係省庁では、毎年2月から5月に、フィルタリングの利用促進やインターネット・リテラシーの向上に重点を置いた普及啓発活動を展開しているが、座間市における事件が発生した昨年は、「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」に名称変更した上で、12月から前倒し実施している。平成30年度も、子供の性被害発生状況やフィルタリングの利用状況等を踏まえつつ、政府広報等を通じた普及啓発活動や、関係省庁と連携した取組を行うことを考えている。

4点目は、地方連携体制構築支援のための取組。内閣府では、地域が自立的・継続的に青少年のインターネット利用環境づくりに関する取組を実施できるようにするための連携体制構築を目的として、「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を開催。開催県では、本フォーラムを契機として、携帯電話事業者と連携した継続的な官民連携体制の構築や、県と民間団体等とが連携した情報化社会における青少年健全育成指導者養成事業の開始など、一定の成果を見せていることから、今後も連携体制が構築されるよう、開催県を支援していきたい

と考えている。

- ・ 内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当）

いわゆる「JKビジネス」等の若年層に対する性的な暴力に関する対策については、昨年5月、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」において「今後の対策」を取りまとめ、同対策に基づき、取組を推進している。

特に、「今後の対策」においては、進学・就職等に伴い若者の生活環境が大きく変わる時期である4月を、「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付けた。

本年4月は、政府広報室とともに「JKビジネス」問題に関する啓発動画を作成し、街頭ビジョン等で放映したり、都内の女子高校で「JKビジネス」問題をテーマとしたシンポジウムを開催するなどして、本問題の啓発に取り組んだ。

また、都道府県によるワンストップ支援センターを活用した性犯罪・性暴力被害者支援の取組を促進するため、平成29年度、「性犯罪・性暴力被害者支援」を創設。平成29年度中に6県、本年4月に1県がワンストップ支援センターを開設し、現在43都道府県、43か所に設置済みである。

- ・ 警察庁生活安全局長

子供の性被害の状況は、児童ポルノ事件の検挙人員は過去最多を更新し、被害児童の人数も増加傾向にある。そして、これら被害児童の約4割が、自画撮りによる被害を受けている。児童買春等事件についても、検挙人員及び被害児童数が近年、増加傾向にある。

SNSに起因する事犯の被害状況は、被害児童数は増加傾向にあり、罪種別では、児童ポルノ及び児童買春事犯が半数以上（約56%）を占め、学職別では、中・高校生が9割を占めている。被害児童の現状を見ると、学校においてスマートフォンの使用等について「指導を受けたことはない」、「わからない、覚えていない」と回答した児童が5割弱を占めたほか、8割強の被害児童が、契約当時からフィルタリングを利用していなかった状況が判明した。

このように、子供の性被害をめぐる情勢は、厳しいものとなっている。

警察庁においては、子供の性被害を許さないというメッセージを社会に訴えるポスターや自画撮り被害防止の漫画冊子等を広く活用しているところであり、本年度も、リーフレットやJKビジネス対策のDVDを作成する予定である。

また、全国警察に対して、特に、教育関係機関等と連携し、SNS利用の危険

性や具体的な被害事例が児童や保護者に啓発されるよう取組の強化を指示した。

悪質な児童ポルノ事件やSNSに起因する児童買春事件等の取締りを推進するとともに、「JKビジネス」については、営業規制条例の制定支援、実態把握や取締り、児童の補導を推進している。

このほか、「相談窓口案内ウェブサイト」の作成やフォーラムの開催、さらには我が国の取組について国内外に情報発信するための「子供の性被害防止セミナー」を本年度も開催する予定である。

さらに、国際社会との連携という点については、国家公安委員会委員長が主務大臣である「WePROTECT世界連携」の活動がある。具体的な予定は現時点で示されていないが、会議への参加等積極的に対応したい。

- ・ 総務省総合通信基盤局電気通信事業部長

低年齢児童にもスマートフォンが普及し、通信環境が多様化、高機能化する中で、被害を防ぐためには、基本計画にも示されているとおり、児童が適切にインターネットを利用できる環境の整備等が重要である。

総務省では、

- ① 携帯電話契約時において、青少年に有害な情報を制限するためのフィルタリングの利用を推進する
- ② 青少年や保護者に対する情報リテラシーや情報モラルの向上のため、「e-ネットキャラバン」を全国で開催するほか、関係府省庁や自治体等とも連携して各地域でセミナー・イベント等の啓発活動を実施するなど、ネットトラブルの予防やフィルタリングの必要性の啓発 等

に努めている。

また、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止に向け、引き続き

- ① 民間事業者団体によるガイドライン等の運用
- ② ブロッキングの導入・運用など、民間事業者の自主的な取組への支援

を行なっている。

これらの施策は、いずれも児童の性的搾取等への対策として有効かつ重要なものと認識している。

- ・ 法務省刑事局長

検察当局においては、児童の性的搾取等事犯に対し、平成27年7月より適用が

開始された「自己の性的好奇心を満たす目的による児童ポルノ所持等罪」も含め、児童買春・児童ポルノ禁止法等の関係法令を積極的に活用し、法と証拠に基づき、厳正な科刑の実現に努めてきた。

また、児童の心理的負担の軽減等のため、警察及び児童相談所の各関係機関と連携し、児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行う取組を積極的に実施するなど、その連携を強化しているとともに、証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られることを防ぐための制度や証人への付添いなどの捜査・公判における犯罪被害者等の保護のための措置について周知徹底を図り、一層適正に運用されるよう努めてきた。

検察当局においては、引き続き、これらの取組を通じて、児童の性的搾取等事犯に対して、厳正な科刑の実現に努めるとともに、児童の心理的負担等に配慮した制度を適正に運用していく。

- ・ 法務省人権擁護局長

法務省の人権擁護機関においては、児童の性的搾取を含む子どもの人権問題を強調事項の一つとして掲げ、子どもたちがこのような被害に遭わないよう、学年や年齢に応じた啓発活動を行っている。具体的には、全国の高校生に対して、インターネット上の人権侵害や児童ポルノの問題等を盛り込んだパンフレットの配布やビデオを活用した啓発活動を行っている。また、小中学生に対しては、携帯電話会社と連携した人権教室を開催し、スマートフォンやインターネットの安全な使い方についての理解増進に取り組んでいる。

さらに、調査救済活動については、実際に人権侵害にあった子どもが相談をしやすいう、相談窓口の周知に力を入れており、全国の小中学生に対し、便箋と料金受取人払いの封筒が一体となった「子どもの人権SOSミニレター」を配布しているほか、子どもの人権問題に関するフリーダイヤル専用電話やメールによる相談窓口の設置等を行っている。被害者等からの相談により、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、関係機関と連携して子どもの保護を図るなど、事案に応じた適切な措置をとっている。特に、児童相談所との連携体制については、平成29年中に法務局・地方法務局に対して改めて周知を行った。

- ・ 外務省総合外交政策局審議官

- ① 国際社会への情報発信

外務省においては、「児童の権利条約」並びに「児童の売買、児童買春及び

児童ポルノに関する児童の権利条約選択議定書」の実施の確保に努め、政府報告の提出等を通じ、本基本計画の策定をはじめとする我が国の取組について国際社会に対して積極的に発信した。

具体的には、昨年6月、我が国は、第4・5回「児童の権利条約」政府報告を児童の権利委員会に提出。2006年から2016年までの我が国における「児童の権利条約」並びに「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利条約選択議定書」等の実施に関する進展を中心に報告した。

② 国際社会との連携

「持続可能な開発目標」SDGsの目標16.2には、「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」とある。この目標の実現のため、一昨年、UNICEF及び児童関連の国際NGOが中心となって、「児童に対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」(GPeVAC)というプラットフォームが設立された。

本年2月14日、堀井学外務大臣政務官は、スウェーデンにおいて行われた「子どものための2030アジェンダ：ソリューションズ・サミット」に日本政府代表として出席し、スピーチの中で、「子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ」のパスファインディング国（自国内の子どもに対する暴力撲滅に向けて取り組むことをコミットする国）になることを宣言し、国際社会から大変歓迎された。

また、堀井学外務大臣政務官は、同サミットにおいて、「オンラインの児童性的搾取撲滅のためのWePROTECT世界連携」が主催した、オンラインの暴力及び虐待からの保護に関するワークショップにおいてスピーチを行い、日本の官民の取組を紹介した上で、オンラインの子どもの性的搾取撲滅への決意を改めて表明した。

今後、GPeVACのパスファインディング国として、市民社会の代表とこの分野における議論を深めるため、マルチステークホルダーのプラットフォームを設ける予定である。

・ 文部科学省大臣官房審議官（生涯学習政策局担当）

文部科学省においては、子供の性被害防止プランに基づき、情報モラル教育の一層の充実によるネットを通じた児童の性的搾取の予防や、学校における被害児童の早期発見及び支援活動などに取り組んできた。

平成29年度においては主に、

① ネットを通じた子供の性被害防止に向けた、国家公安委員会委員長と

文部科学大臣による共同メッセージの発信及びリーフレットの配布

- ② 関係省庁が連携して実施しているネット利用に関する啓発活動である「あんしんネット冬休み・新学期一斉緊急行動」の一環として、教育委員会を通じて学校・地域における教育・啓発を依頼
- ③ スマートフォン等をめぐるトラブルや犯罪被害の事例などを盛り込んだ児童生徒向けリーフレットを作成し新中学1年生全員への配布
- ④ 総務省、関係団体と連携した教職員や保護者、子供たちに対するインターネットの安心・安全な利用のための専門家による啓発講座
- ⑤ 心理に関する専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや社会福祉等の知識・経験を有するスクールソーシャルワーカーの配置の支援による学校における教育相談体制の充実

などを実施した。

平成30年度も引き続き子供の性被害防止に向けて、

- ① 警察庁との連携によるネットを通じた犯罪被害等に関する新たな啓発リーフレットの作成
- ② 新学習指導要領に対応した情報モラル教育の推進に係る教師用指導資料の改訂や動画教材の改善・充実とともに、引き続き児童生徒向けリーフレットの作成・配布
- ③ 平成31年度までに全公立小中学校へ配置する目標に向けたスクールカウンセラー等の配置拡充

などに取組み、関係省庁とも連携しながら情報モラル教育の充実及び、被害児童への支援にかかる取組等を総合的に推進する。

・ 内閣官房内閣審議官（厚生労働省子ども家庭局併任）

性的被害に遭った児童を見ると、自らインターネット上に出会いを求める、性売り物にする営業に身を投じる、といった実態があることから、児童の性的被害を防止していくためには、まずは、こうした事態にかかわる事業者をしっかりと取り締まっていくことが必要である。

その上で、そうした性的被害に遭う児童の背景には、家庭や学校に居場所がない、経済的に苦しい、といった事情が見受けられるケースがある。児童の福祉のためには、家庭などの背景に踏み込んだ対応が必要であり、厚生労働省においては、ひとり親家庭支援、若者就労支援、生活困窮者支援などの施策を通じて、次の取組を実施する。

- ① 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の自立を支援するため、ひと

り親家庭の家計管理が容易となるよう、児童扶養手当の支払回数について平成31年11月支払分から、年3回から年6回に増やすための関連法案を今国会に提出

また、ひとり親家庭の親への就労支援としては、ハローワークの相談窓口の増設、マザーズハローワーク等における専門相談員の配置、さらに、ひとり親家庭の親を雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給や、キャリアアップ助成金・トライアル雇用助成金の助成額の加算を実施するなど、ひとり親家庭に対する総合的な支援を推進

- ② 若者に対する就労支援としては、新卒応援ハローワークや、わかものハローワーク等において、きめ細かな就職支援を行っているほか、地域若者サポートステーションにおいて、若年無業者等の職業的自立に向けた支援を実施
- ③ 生活困窮者に対する支援については、生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体全てにおいて自立相談支援事業を実施するとともに、同法に基づく子どもの学習支援事業については、その更なる充実に向け、平成29年度より教育機関との連携を強化
- ④ 性的被害に遭われた児童の早期認知・保護を行うことも重要。そのため、性的虐待を含む虐待を受けたと思われる児童を見つけたときに通報しやすいよう、児童相談所全国共通ダイヤル（189）の普及・啓発に努めるとともに、速やかに児童相談所へつながるよう、コールセンター方式を導入するなどの運用を改善

そして、潜在する性的搾取等の被害児童に接する可能性がある児童福祉関係職員の意識啓発を図り、性的搾取等の被害児童の早期発見に努めるため、各都道府県等において、児童虐待対応に携わる児童相談所等の職員に対して、性的虐待への対応に関するカリキュラムを盛り込んだ研修を実施。

・ 経済産業省商務情報政策局審議官

経済産業省においては、青少年が安全・安心にインターネットを使える環境の整備に向け、事業者による自主的取り組みの支援や、フィルタリングの重要性の普及・啓発の観点を中心に、平成30年度は次の取組を実施予定である。

① 事業者による自主的な取組の支援

平成29年度、SNS事業者・検索事業者に対して、違法有害情報の削除の取組強化を要請（ツイッター社は、違法有害情報を含む投稿等について、一般ユーザーが迅速に報告できるようにシステム改修）。

② 普及啓発活動

警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のNPO法人等と連携し、保護者や学生等を対象とした「インターネット安全教室」を毎年開催し、フィルタリングの重要性等を普及啓発（平成29年度の実施回数は91回、受講人数は7100人）。

③ 教育委員会等との連携

文部科学省等と連携し、インターネット安全教室に教育委員会関係者・教育関係者の参加を促した。（平成29年12月28日文部科学省等と連名で発出。）

平成30年度は、インターネット安全教室の講師を教育委員会が開催する研修等に対して派遣することにより、教職員やスクールカウンセラーに若者のSNSの利用実態を伝える取組を文部科学省等と連携して実施予定。

そのため、平成29年度には、学校現場のニーズを調査すべく、教育委員会等に対し、文部科学省等と連名でアンケートを実施し、当該アンケート結果を踏まえて資料を改定した。

④ 青少年インターネット環境整備法の改正

平成30年2月1日に施行され、以下の関連団体・業界に対して、改正法の周知を依頼し、今後も関係省庁・関係事業者と連携し、フィルタリングの実効性を担保する。

○大手家電流通協会

インターネットの安全な利用に関する普及啓発リーフレットを加盟店にて配布。

○日本通信販売協会

加盟店に対し、改正青少年インターネット環境整備法が施行される旨、改正の趣旨について共有。

○大手EC事業者

ホームページにおいて、改正青少年インターネット環境整備法が施行される旨、消費者からフィルタリング等についての問い合わせがあった際の説明対応を求める旨を掲載。

以上